平成２３年（フ）第４７００号
神奈川県川崎市宮前区野川1141―１―203
債務者　高野　　学
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７２７号
東京都武蔵野市御殿山１丁目７―６―203
債務者　田原　真理
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　　繁
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７３９号
東京都北区東十条４丁目８―15―402
債務者　中津　健市
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　修
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７７４号
千葉県船橋市松が丘３丁目65―14
債務者　鳥海　商太
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　泰志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７７８号
千葉県市川市原木３丁目７―２
債務者　菊地　巖夫
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内英二
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３４７９号
札幌市南区石山２条６丁目７番45号　コーポロンジ15号館101号
債務者　田西　暢浩
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７０号
札幌市手稲区稲穂１条２丁目６番７―105号
債務者　佐藤　直紀
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７５号
札幌市白石区北郷３条６丁目３番１号
債務者　白川　昌市
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０９号
札幌市中央区南７条西23丁目１番15―1022号
債務者　釼谷かおり
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１５号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目６番18―402号
債務者　鈴木　拓実
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４９号
札幌市北区北29条西10丁目３番20号　サンスタレ102号
債務者　古巻　征一
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２３号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目１番14号
債務者　中島　弘子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２９号
札幌市白石区菊水元町７条１丁目２番20号第22大光ハイツ202号
債務者　高橋　　譲
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４１号
札幌市手稲区星置３条６丁目４番13号
債務者　高木慎一朗
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４５号
札幌市白石区栄通２丁目４番25号　シルクハイツ101号
債務者　須藤　和幸
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９５号
札幌市西区山の手１条２丁目４番７号　センチュリー山の手102号
債務者　岩澤　正明
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部